

# 三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）案の概要

## 【条例制定の背景】

- 全国及び三重県内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、犯罪被害は私たちの身近な問題であり、誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等<sup>(※)</sup>になり得ます。  
※犯罪等により害を被った方及びそのご家族又はご遺族をいいます。
- 誰もが犯罪被害者等になり得る中で、社会全体として犯罪被害者等を支えることが大切であると考えます。

●県では、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的として、「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」を制定します。

全国及び三重県内の犯罪発生件数の推移(警察庁調べ)

(単位:件)

年次	全国		三重県	
	刑法犯総数	凶悪犯総数	刑法犯総数	凶悪犯総数
平成25年	1, 314, 140	6, 757	19, 726	65
平成26年	1, 212, 163	6, 453	17, 550	60
平成27年	1, 098, 969	5, 618	15, 178	47
平成28年	996, 120	5, 130	14, 112	48
平成29年	915, 042	4, 840	13, 346	46

※凶悪犯とは、殺人、強盗、放火、強制性交等をいいます。

## 【条例案の概要】

### <第1章 総則>

#### ○目的、定義、基本理念を規定（第1条～第3条）

- 目的 ◇犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進  
◇犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援  
◇犯罪被害者等を支える社会の形成の促進
- 基本理念 犯罪被害者等支援は、  
◇犯罪被害者等の尊厳を重んじ、  
◇犯罪被害者等の事情に応じて適切に、  
◇犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた支援が途切れる  
ことなく提供されることを旨として行われること

を規定

#### ○各主体の責務を規定（第4条～第7条）

県、県民、事業者、民間支援団体の責務を規定

### <第2章 推進体制の整備>

#### ○犯罪被害者等支援のための体制の整備等を規定（第8条～第14条）

- ◇総合的な支援体制の整備
- ◇推進計画
- ◇支援従事者の育成
- ◇支援従事者に対する支援
- ◇民間支援団体等への支援
- ◇市町への支援等
- ◇財政上の措置

### <第3章 基本的施策>

#### ○県が講じる基本的施策を規定（第15条～第24条）

- ◇相談及び情報の提供
- ◇経済的負担の軽減
- ◇保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ◇損害賠償請求への支援
- ◇安全の確保
- ◇居住の安定
- ◇雇用の安定
- ◇県民の理解の促進
- ◇学校における教育の促進
- ◇個人情報の適切な管理